

バリアフリー基準改正

国交省 最短経路、複数化^{など}

国土交通省は3月30日、移動円滑化のために必要な旅客施設・車両などの構造・設備基準を定めた「交通バリアフリー基準」と「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」

を改正した。これまでの「1ルート以上」としていた駅などのバリアフリールートについて、最短経路化と複数ルート化を義務付けた。規定がなかった乗り継ぎルートについて

は、最短経路でバリアフリー化することを義務化。別事業者の乗降場との乗り継ぎ円滑化も進めるようにした。

「11人以上」として
いるエレベーターの大きさも、旅客施設の利用状況に応じた複数化
・大型化を義務化。障害者らの優先マーク設置もガイドラインに位置付けた。(井口拓治)